

事 務 連 絡

平成 20 年 8 月 11 日

愛知県学校薬剤師会長 様

愛知県教育委員会健康学習課長

食中毒警報の発令について

日ごろから、学校給食施設の衛生管理の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

このたび、平成 20 年 8 月 11 日午前 11 時、別添のとおり愛知県内に食中毒警報が発令されました。

この警報は、食中毒が発生しやすい気象状況となっているため、食中毒予防に資する目的で発令されたものです。

つきましては、食中毒予防が徹底されるよう学校給食施設に対する御指導及び御助言をお願いいたします。

なお、この警報は、発令から 48 時間継続し、その後自動的に解除されます。

担 当 保健・給食グループ

電 話 052-954-6794 (ダイヤルイン)

ファックス 052-954-6965

平成20年8月11日（月）
愛知県健康福祉部健康担当局
生活衛生課食品安全対策グループ
担 当 山本・和久田
内 線 3254・3255
（ダイヤルイン）052-954-6297

食中毒警報の発令について（第2回）

愛知県健康福祉部は、11日午前11時00分、県内に今年第2回目の食中毒警報を発令します。

これは、食中毒警報発令の基準（1）[気温30℃以上が10時間以上継続したとき、又はそれが予想されるとき。]に該当し、食中毒が発生しやすい気象状況となっているためです。

このため、食品関係業者はもとより、一般家庭においても、次の「食中毒予防の3原則」に注意してください。

なお、この警報は発令から48時間継続し、その後自動的に解除されます。

食中毒予防の3原則

- ① **菌をつけない**（手や包丁・まな板を洗浄・消毒する、生肉などは容器に入れる など）
- ② **菌を増やさない**（早めに食べる、冷蔵庫などで温度管理をする など）
- ③ **菌を殺す**（ハンバーグなどの食品は、内部まで十分に加熱する など）

※食中毒警報発令の基準（原則として、7月1日から9月30日までの期間）

- (1) 気温30℃以上が10時間以上継続したとき、又はそれが予想されるとき。
- (2) 湿度90%以上が24時間以上継続したとき、又はそれが予想されるとき。
- (3) 24時間以内に急激に気温が上昇して、その差が10℃以上のとき、又はそれが予想されるとき。
- (4) 次に掲げる気象条件が同時に発生したとき、又はそれが予想されるとき。
 - ア 気温が28℃以上となり、かつ、6時間以上継続するとき。
 - イ 湿度が80%以上となり、かつ、相当時間継続するとき。
 - ウ 48時間以内に気温が上昇して、最高と最低の気温の差が7℃以上となり、かつ、相当時間継続するとき。

[お願い]

猛暑が続いております！

テレビにあっては、できる限りテロップで放送してください。

[参 考]

1 8月11日午前9時現在の気象状況（名古屋地方気象台発表）

午前9時の気温及び湿度	気温	31.0℃	湿度	57%
最低気温		26.5℃	(午前 4:04)	
予想最高気温		35℃		
気温が30℃以上と予想される時間		9 時頃から	19 時頃まで	

2 愛知県（名古屋市・豊橋市・岡崎市・豊田市を含む。）の食中毒発生状況

		本年(本日現在)			昨年同期		昨年の合計		
		件数	有症者数	死者数	件数	有症者数	件数	有症者数	死者数
愛知県(全体)		26	768	0	22	1,109	45	2,393	1
内訳	愛知県	8	394	0	10	804	18	1,408	1
	名古屋市	15	330	0	11	270	23	743	0
	豊橋市	0	0	0	0	0	1	57	0
	岡崎市	2	39	0	1	35	2	142	0
	豊田市	1	5	0	0	0	1	43	0

3 食中毒警報発令状況

<本年>

第1回（7月14日） 食中毒警報発令の基準（1）に該当

第2回（8月11日） 食中毒警報発令の基準（1）に該当

<昨年>

第1回（7月27日） 食中毒警報発令の基準（3）に該当

第2回（8月10日） 食中毒警報発令の基準（1）及び（3）に該当

4 その他

ホームページ「食の安全・安心情報サービス」もご覧ください。

<http://www.pref.aichi.jp/eisei/anzen.html>